

報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

(2) 内容

会計年度任用職員の令和3年度における夏季休暇の取得期間を9月30日から10月31日に延長するもの

(3) 施行期日

公布の日（令和3年9月30日）

2 臨時代理を行った日

令和3年9月30日

3 臨時代理を行った理由

令和3年9月29日に人事委員会規則が公布の日から施行され、令和3年度における夏季休暇の取得期間が9月30日から10月31日に延長されたことに伴い、9月30日までに教育委員会の会計年度任用職員にも同様の措置を講ずる必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則
(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則
川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和２年川崎市教育委員
会規則第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和３年度における特例）

- 4 令和３年度における第１１条第１項の規定の適用については、同項中「川
崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人
事委員会規則第８号）」とあるのは、「川崎市会計年度任用職員の勤務時間
、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第８号）（令和３年
度における職員の特別休暇の特例に関する規則（令和３年川崎市人事委員会
規則第８号）第２条の規定により読み替えて適用されるものを含む。）」と
する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

令和3年度における職員の特別休暇の特例に関する規則の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会 会計年度任用職員に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第11条 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>（令和3年度における特例）</u></p> <p>4 <u>令和3年度における第11条第1項の規定の適用については、同項中「川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）」とあるのは、「川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）（令和3年度における職員の特別休暇の特例に関する規則（令和3年川崎市人事委員会規則第8号）第2条の規定により読み替えて適用されるものを含む。）」とする。</u></p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第11条 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（新設）</p>

各所属長 様

総務部庶務課長
教育政策室担当課長

令和3年度における夏季休暇（特別休暇）の取得期間の延長について（通知）

夏季休暇の取得期間における本市の新型コロナウイルス感染者数の増加等を踏まえ、令和3年度については、次のとおり夏季休暇の特例を定め10月31日まで取得期間を延長しますので、職員に周知いただくようお願いいたします。

1 特例の内容

事由	期間（現行）	令和3年度の特例
夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日まで の間において5日の範囲内の期間	1の年の7月1日から10月31日 までの間において5日の範囲内の期 間

- ※ 本特例により、付与される休暇日数や取得単位などその他の要件に変更はありません。
- ※ 本特例は、会計年度任用職員にも適用されます。

2 申請手続

職員情報システムにより夏季休暇の申請・承認等の手続を行ってください。

（10月分の夏休の申請については、9月29日から入力可能となっています。）

3 年次休暇の取得促進について

年次休暇について、川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画等に基づき、その取得日数の目標を平均80%（16日）以上として取得を促進しており、また、労働基準法等の規定により「年次休暇5日以上の実取得」が必要とされているところです。

職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の観点で、夏季休暇の実取得とあわせて、年次休暇に関しても、取得促進や5日以上の実取得に係る取得管理について、各所属において引き続き取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

（庶務係 金子担当）

電話200-3261（内 50114）

（働き方・仕事の進め方改革担当 伊丹担当）

電話200-0915（内 50262）